四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡和束町

二　地域再生計画の名称　ずっと暮らしたい　活力と交流の「茶源郷」づくりによる地域再生

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡和束町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　津山市

二　地域再生計画の名称　津山市地域雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　津山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　真庭市

二　地域再生計画の名称　人と人とを繋ぐ！まごころネットワーク確立計画～情報発信とおもてなしによる販路拡大と誘客～

三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　呉市

二　地域再生計画の名称　若者から高齢者までいきいき安心　産業活性化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　呉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市

二　地域再生計画の名称　萩のモノとワザを活用すれば、雇用が生まれ、地域が変わる。～萩の木になるモノづくり「食」実践プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　柳井市

二　地域再生計画の名称　実践！ひと・もの・自然が融合した「6次産業＋1（プラス・ワン）」！～地域ブランド「きんさい柳井」雇用創造プラン～

三　地域再生計画の区域の範囲　柳井市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　松山市

二　地域再生計画の名称　『地産知招』による雇用創造～瀬戸内・松山へ、ようおいでたなもし～

三　地域再生計画の区域の範囲　松山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇和島市

二　地域再生計画の名称　宇和島市民サービスラーニングプロジェクト（ＵＣＳＰ）―コミュニティの力で地域を活性化させ雇用創出につなげる事業―

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐市

二　地域再生計画の名称　「魅力ある地域資源を活かした雇用創出事業」

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦